

○うきは市学業継続支援事業給付金支給要綱

(令和2年8月6日告示第61号)

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難となっているひとり親等に対し、うきは市学業継続支援事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の対象者)

第2条 給付金の対象者は、令和2年9月1日時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は大学、高等専門学校若しくは専修学校（同法第126条第2項の専門学校に限る。）に在籍する子（以下「学生」という。）を扶養していること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) その他市長が認めるもの

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、学生1人につき次のとおりとする。

区分	支給額
高等学校	5万円
大学等	10万円

(給付金の支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うきは市学業継続支援事業給付金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の戸籍謄本
- (2) 学生の戸籍謄本（申請者と同一の戸籍の場合は不要）
- (3) 学生の在学証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (4) 滞納がない証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(給付金の支給決定の通知)

第5条 市長は、申請者が第2条の要件を満たすときは、速やかにかうきは市学業継続支援事業給付金の支給を決定し、うきは市学業継続支援事業給付金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第6条 市長は、申請者が虚偽の申告を行ったことが判明したときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第7条 市長は、給付金の支給の決定を取り消したときにおいて、既に給付金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（給付金の請求）

第8条 申請者は、給付金の請求を行うときは、うきは市学業継続支援事業給付金支給請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

うきは市学業継続支援事業給付金申請書
[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

うきは市学業継続支援事業給付金支給決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

うきは市学業継続支援事業給付金支給請求書
[別紙参照]